

翻 訳

# キケロ『カエキーナ弁護論』(1)

吉原達也 訳

前註

1. 本稿は、キケロの民事弁論『カエキーナ弁護論』(Pro A. Caecina、前 69 ないし 68 年)の翻訳である。Boulangier, André(ed.), *Cicéron, Discours vol. VII*, Paris, 1929; Hodge, H.Grose(ed.), *The Speeches of Cicero*, The Loeb Classical Library, 1927/1966 及び Fuhrman, Manfred, *Marcus Tullius Cicero: Sämtliche Reden Bd. I*, Artemis Verlag, Zürich & Stuttgart, 1970 を参照した。

平成 19 - 21 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究課題「裁判過程から見たギリシア・ローマ法の実践的再構成」(課題番号 19330006)において、ローマの法廷弁論の事例として『カエキーナ弁護論』を取り上げた際に新たに訳出したものである。『カエキーナ弁護論』については、柴田光藏「ローマ法における特示命令訴訟の一考察——『カエキーナ弁護論』をめぐる——」『法学論叢』第 94 卷 3・4 号(1974) 117 - 180 頁において詳細な検討がなされており、本稿も同論稿に負うところが大きい。柴田教授及び科研研究代表者・葛西康徳教授に深甚なる謝意を表する。

2. 『カエキーナ弁護論』は、特示命令をめぐる民事訴訟に三名の審理員(recuperatores)からなる審理員手続における弁論である。キケロの民事弁論は一般的に、レトリック教育において定められたその形式的な構造によって特徴づけられる。キケロのレトリックの体系構造についての最も習熟した説明は『弁論家について』(De oratore)に示される。そこで彼は、レトリックの体系構造を公的弁論という性質による要請とみなしている。弁論は、聴き手=審理員の注意の喚起を目的とする導入部(序論 exordium)、事案の説明(陳述 narratio)、争われている事実と法律問題に関する証明(立証 argumentum)、そして聴衆傍聴人が一方に有利な判断を下すよう最後のアピール(結語 peroratio)の部分からなる。弁論の各部分の名称はレトリックの教科書によってさまざまであるが、しかしその核心は、この体系構造が弁論を構成するための合理的な骨組みを提供するだけでなく、レトリックの素養のある聴衆の心に何らかの形式的な期待を生み出すことにある。

3. 主な事件関係者

キケロの依頼人、アウルス・カエキーナ(Aulus Caecina) [Drumann, *Geschichte Roms*, 2.Aufl., Bd. V, p.358 以下、Münzer, *RE* III, 1236] は、ウォラテラエ[現在のヴォラテッラ]生まれの古いエトルリア系家族に属するとされる。キケロは、彼の父親と知己であり、こ

の人物について書簡の中で勲功多き人として語っている [cf. Ad. Fam. 6, 6, 3.; 6, 9, 1 及び 13, 66, 1]。彼はその息子に高い評価を与えている。実際、キケロは本弁論の結論部ですばらしい賛辞を語っている。しかし、書簡の中で、カエキーナに対する評価は高く、その知的な生活、精神的事柄に対する高尚な扱い、そして道徳的品格を讃える。「並み外れた善良さと並外れた雄弁の期待を私に抱かせてくれもし、私とは、単に友情だけではなく、関心の対象を同じくする絆によっても実に堅く結ばれて生をともにしてきたこともあって、彼カエキーナ以上に常に堅い結びつきで生をともにしている人間は他にはいないと言ってよいほど、カエキーナをも少年の頃より常に愛してきたからです。」[Ad. Fam. 6, 9, 1. Cf. 6, 6, 1; 12, 66, 1]。カエキーナは、父親と同様、《エトルリア学》すなわち占術の研究に没頭し、セネカやプリニウスに引用された学術的問題について著述していた [Ad. Fam. 6, 6, 3; Seneca, Quesr. Nat. 2, 39, 1; 49, 1; 56, 11; Plinius, H. N. 2, 2, 199; 10, 37 および 71; 11, 197]。キケロの三通の手紙は彼に宛てられている。

被告セクストゥス・アエプティウス (Sextus Aebutius) については、『カエキーナ弁護論』に登場するのみで、詳細な経歴などは不明である [cf. Klebs, RE I, 442 Nr. 7]。木庭顕教授は近著においてアエプティウスの人物像について次のようなイメージを指摘されている。「大きく言って Sulla の時代、80 年代の少なくとも半ばから 70 年代にかけて、Caesennia の下で Aebutius が牛耳る形で経営は順調であったと思われる。Sulla 引退後 70 年代に入っても（彼の財産没収に対する個々の原状回復にかかわらず）体制の基本に変化が無いことは良く知られており、Aebutius は Cicero 自身の形容によってもまるで Marius の下の Sulla 自身のように Sulla の組織原理にぴたりの人物である。新型のマネージャー層に属する」[木庭顕『法存立の歴史的基盤』（東京大学出版会、2009 年）、950 頁]。こうしたアエプティウス像は『カエキーナ弁護論』を理解する上で、注目すべき指摘であり、今後の検討課題の一つに挙げておきたい。

アエプティウス側の弁護人ピソ(Cajus Calpurnius Piso) [Münzer, RE III, 1, 1376, Nr. 63] については、前 76 年の俳優ロスキウス事件で審判人をつとめたことが知られる。この事件後、法務官 (cf. Broughton, Mag. 2, 127)、執政官 (前 67 年)、ガリア・ナルボネンシス属州長官 (前 66 年～65 年) を歴任。キケロのアッティクス宛て書簡 [Att. 1, 13, 2] では、元老院でキケロよりも先に発言を求められたことが伝えられる。前 63 年には、ガリアにおける不当徴収のかどで、カエサルによって訴えられた事件で、キケロによって弁護され、無罪を得ている。前 59 年にはカエサルとピブルスの間の仲介にあたった。キケロはピソが弁論家としてもすぐれていたことを伝えている [Cic. Brut. 239]。

#### 4. 『カエキーナ弁護論』の構成

序論 (exodium, 1 - 9) は、被告の過去と現在の行動の厚かましさ (1 - 3) と評決に至らない審理員の臆病さに力点が置かれている (4 - 9)。陳述 narratio はキケロが審理員たちに理解してもらいたいように、事件の事実を語るべく進行する (10 - 23)。その後、

長い立証 (argumentum, 23 - 102) が続く。通常でないのは、キケロが、自分自身の主張の論証に移る前に、被告側の自白と証人を論じる点でだけである (23 - 31)。第 31 節で、被告人の法的主張は原告の事件への橋渡しとして利用されている。第 32 節の冒頭で、キケロは論証を形式的に事実に関する問題 (de re) と文言に関する問題 (de verbo) という二つの部分に分けている。事実に関する問題の部分 (32 - 85) は、カエキーナに対する侵害行為について特別な法的救済策がある主張することで始まっている (32 - 40)。キケロはこれに続けて以下の点を強く主張していく、アエプティウスの行動が、特示命令における暴力 (vis) を構成することを強く主張すること、deiectio という語は、この単語が広義に解釈されねばならず、アエプティウスの行動に適用できること (49 - 64)、法律家アクィリウスの特示命令解釈—キケロにとって有利な—が擁護されるべきは法律家としての彼の地位と所有権保護のもたらす利益のゆえであること (65 - 79)、最後に、無名の法律家の見解—当該人物の回答がピソによって引用されている—は、それは結局原告に有利なものであるとしても、明らかに非常識であること (79 - 85)、こうしたことをキケロは主張する。キケロは、弁論のこの部分で、deiectio の意味に関するピソの当初の見解だけを取り扱っている。立証の第二の部分は、特示命令の文言 verba に関係している (86 - 95)。キケロは、unde deieicisti という文言が、その場所から文字通り追払うことだけでなく、誰かがそこに近づくのと阻止することも含むべきことを示すことから始めている (86 - 89)。そのあと、「追払う」(deiectio) の意味に関するピソの論拠に転じ、暴力に関する (de vi) 特示命令と武装した暴力に関する (de vi armata) 特示命令との文言の相違が、占有が後者の特示命令の要件とされていないことを証明していると論じる (90 - 93)。キケロは少なくともカエキーナが占有していたということは争点外 (extra causam) であると簡単に論じて締めくくっている。ここでウォラテラエの市民権の問題の脱線を挿入される (95 - 102)。弁論は簡単であるが強固な結語 (peroratio) をもって終わる。そこで、キケロが、依頼人たるカエキーナの確固たる意思の持ち主であることを称え、アエプティウスに対する弁論で示した要点を繰り返している (103 - 104)

##### 5. 訴訟に至るまでの事実関係

裁判についてキケロを信頼するならば、裁判の原点には明らかな背信行為があった。カエキーナの相手方、アエプティウスは、カエキーナの妻カエセンニアのために、彼が取得し、カエセンニアの資金で支払いがなされた土地を、彼のもの [自分に所有権がある] として主張する。

カエセンニアは、最初の結婚で銀行家のフルキニウスの妻となったが、夫の死に際して彼の全財産の用益権を「息子と共同で用益すべく」遺贈として受け取った。フルキニウス青年は、その後間もなくして死亡したが、プブリウス・カエセンニウス—おそらく彼の叔父ないし従兄弟—を相続人に指定し、ほとんどを母と妻に遺贈していた。この時相続財産が競売にかけられ、カエセンニアは、キケロが《フルキニウス農場》と呼ぶ土地を取

得しようとした。この「フルキニウス農場」は、カエセンニアが用益権を持っていたのであり、しかも彼女が占有していた土地に隣接していた。彼女は、長い間彼女の正式の受任者として振る舞っていたアエプティウスにこの仕事を任せた。アエプティウスはこの土地を自分のために取得したと主張するが、キケロによれば、当該土地の取得はカエセンニアのためであった。しかし、アエプティウスは、その後4年間カエセンニアが賃貸していたこの土地についていかなる主張もしなかった。この間カエキーナと結婚したカエセンニアが死亡した時に初めて、この土地が自分のものであると主張する機会がやってきたと考えた。

カエセンニアは、その遺言書で、三人の相続人を指定していた。彼女の夫カエキーナには72分の69について、フルキニウスの解放奴隷に72分の2、アエプティウスに72分の1を設定した。アエプティウスは先ずカエキーナに対して、カエキーナはウォラテラエの市民であるので相続能力がないと主張して、カエキーナに脅しをかけたのであるが、それは、ウォラテラエの町が、マリウス一派を支持したという廉で、スッラによって市民権を剥奪されていたからだというのである。キケロによれば、これは無駄な主張であり、というのは、ウォラテラエの住民は通商権を持っており、それゆえ、ローマ市民として遺言作成権と相続権を有しているからである、とされる。

この時アエプティウスは戦術を変更し、遺言書によって彼に割り当てられた以上の相続分を得ようとしたように思われる。迷惑な共同相続人の要求を切り捨てようとして、カエキーナは相続分割についての裁定を求めることにした。しかし、アエプティウスは、「フルキニウス農場」の所有者であると主張して、この農場は相続財産分割の対象外であり、カエキーナに対して、所有権返還請求 (*rei vindicatio*) を提起する意図をフォームで告知 (*denuntiatio*) を通じて示した。この脅しに対して、カエキーナはアエプティウスに屈して所有権訴訟に応ずる心づもりはなく、最も確実なのは、法務官の特示命令によって占有により保護されることであると判断した。キケロの将来の依頼人は、おそらくこの道を選ぶそれなりの理由があったのであろう。本権訴訟は請求者に大きなリスクを冒させる。というのは、将来について決定的に拘束する決定をもたらし、証明するのがより難しい証拠が要求されるからであるが、カエキーナはその所有権について証明できる状態にはなかったように思われる。

そこで、カエキーナは、特示命令発令の前提となる「慣習に従った排除」 (*deductio quae morbis fit*) と呼ばれる予備的な形式を行おうとした。そのために、相手方と二人でフルキアヌス農場へ行って、アエプティウスが模擬的な暴力によって当該土地からカエキーナを排除することが取り決められた。このようなやり方でカエキーナはどのような特示命令を得ることを求めたのか、不動産占有保持の特示命令 (*interdictum uti possideis*) か、不動産占有回復の特示命令 (*interdictum unde vi*) か、この点が従来激しい議論となってきた問題点である。

しかし、アエプティウスは、取り決められた形式に従わずに、武装した男を農場の近くに配置し、カエキーナを殺すと脅して農場に入らぬのを禁じた。カエキーナは、法務官ドラベッラに別の特示命令 (*interdictum unde vi armata*) を求め、それを得た。この特示命令は、アエプティウスが武力によって相手方を追い出した土地に再び相手方を回復することを命じるものである。アエプティウスは特示命令に従うことを拒否し、「彼は回復していた」、すなわちカエキーナは要求された状況にいなかったと答えた。特示命令は実際のところ、請求者の申立ての適法性を確認することも保障することもなく法務官が与える条件付きの命令である。このことが特示命令が直接的制裁力を有しないことの理由である。アエプティウスの拒否は、彼が法務官の命令に違反しなかったかどうかの問題はあるが、カエキーナは相手方を特示命令違反が裁判上決められる場合に賭金を賭けさせるよう仕向けた (訴訟賭金 *sponsio*)。その代わりに、カエキーナの方は、自分の主張に根拠が乏しいとされた場合に同額を約束する (再問答契約 *restipulatio*)。このように締結された事件は、審判手続、つまり審理員の法廷に提起された。

## キケロ『カエキーナ弁護論』

### 序言 *exordium*

[1] 一 地方の人里離れた場所で無謀な振る舞いが許され、フォルムでの法廷で恥知らずなやり方がまかり通るのであれば、アウルス・カエキーナは、あのととき、暴力行使というセクストゥス・アエプティウスの無謀な振る舞いに屈し、今また裁判においてその恥知らずなやり方に屈することになってしまう。しかし、カエキーナは、法廷で審理されるべき事件について武器をとって争わぬことこそ思慮深い人間のなすべき義務と心得て、暴力と武器をもって争いたくなくと思ったその人物を法廷での裁判によって打ち負かすことこそ、気骨ある人間のなすべきことと考えたのである。

[2] 私が思うに、アエプティウスが人々 [奴隷たち] を呼び集め武装させたこと自体、きわめて凶々しい振る舞いであったが、法廷においても恥知らずに振る舞っている。というのは、彼はぬけぬけと法廷の場に姿を現しただけでなく——事の性質上そのような行為が不正であることは自明であるとはいえ、悪人ならそのような態度をとることはあたりまえのことであるが——、われわれがまさに証明しようとすることを自ら自白して恥じることもないからである。もっとも彼がこう考えたのでなければのことであるが、つまり、暴力を慣行に従って行使したのでは、占有保持の訴訟で有利な地位に立てない、だから、法と慣行に反して暴力を行使して、アウルス・カエキーナが友人たちとともに恐怖にかられて避難することになった、

今法廷でも事件が万人の慣行と慣例によって弁護されるなら、われわれが裁判で負けるはずがない、しかし慣習から逸脱し、より厚顔無恥に振る舞えば振る舞うほど、より有利になれる、と。彼は暴力行為において凶々しく振る舞ったのと同様、法廷でも不正直さにものを言わせようとする。これに対して、わが方が唯々諾々と凶々しい行いに屈しなかったのは、あたかも一層容易に今法廷でわれわれは厚顔無恥な振る舞いに対して戦わんがためである。

[3] それゆえ、審理員諸君よ、私は、本日の審理では、最初に行ったのとはまったく違うやり方で弁護するつもりである。というのは、そのときには、われわれが裁判で勝てるかどうかは私の弁護次第であったが、今は、相手方の自白次第からである。そのときには、われわれの出した証人次第であったが、今は相手方の証人次第である。以前は、彼らについて、こんな心配をしたものであった。つまり、もし彼らが正直でなかったら、彼らが何か偽りを述べるのではないか、もし彼らが正直とみなされることがあるとしたら、彼らの証言したことがそのまま認められてしまうのではないかと。しかし今、そんな心配などまるでない。というのは、もし彼らがよき人であれば、私が宣誓しないで申し立てることを、彼らは宣誓のうえで証言してくれるからである。またもし彼らがあまり尊敬にあたいしないのであれば、彼らは私に害を及ぼすこともない。つまり、彼らが信頼できるのであれば、われわれが証明したことそのものが信頼できることになるし、彼らが信頼できないのであれば、相手方の証人も信頼できないということになるからである。

[4] 二 ところで、彼らの裁判の行動を考えると、これほど恥知らずといわれるものはほかにないように思われる。ところが、あなた方審理員の諸君が判決を逡巡されているのを見ると、恥知らずに行ったと看做されることを実に彼らは巧妙かつ狡知に行ったのではないかと懸念するのである。というのは、もし彼らが武装した者たちによって暴力を行使しなかったと言え、きわめて立派な証人たちによって、この真実はいとも簡単に明らかになってしまうので、彼らはそのことを認めた上で、いかなるときにも正当にはなしえぬことを、自分たちは正当に行ったと主張し、実際そうってしまったのであるが、あなた方審理員諸君に事件を審理し判断するのを遅らせ逡巡してもしかたがないようにさせたからである。それと同時に、何とも恐ろしいことであるが、彼らは、この訴訟において、セクストゥス・アエプティウスの不正直さについてでなく、市民法について判断させようと考えていたのである。

[5] この裁判でカエキーナのことだけを主張すべきであれば、私は信義と誠実を果たすので、私が弁護人として十分適任であると申し上げたい。もし裁判の代理

人が信義と誠実を備えているならば、とくに単純明白な事件では卓越した能力を求められることはないのである。しかし、すべての人に関係し、祖先によって定められ、今日まで保持されてきた法について、私は語らなければならない。その放棄は、市民法の何らかの部分に痛手を与えるだけでなく、法にとって最も対立的な暴力すらも裁判によって承認されたとみなされることになってしまう、そのような法について、私が語らなければならないのである。この事件が最もすぐれた才能の持ち主が担当すべきことを私はよく心得ている。それは明々白々のことが証明されるためではなく、諸君の誰かがこのような大事なことで誤りにさらされることがあるとしたら、皆から、諸君の義務の欠如ではなく、私が弁護人としての責務を果たさなかったと思われたくないからである。

[6] しかし、審判人諸君、あなた方がすでに二度同じ事件について判決をためらわれたのは、法が曖昧で疑わしいという理由によるのではなく、本裁判がかの人物のきわめて高い名誉に関わりをもつために、判決を延期され、彼に自省する機会を与えられるためであったことは私もよく承知しているところである。このようなことはすでに慣行となっており、諸君のようなよき人たちが判決をするに当たってそのようにされることは非難されるべきことでなく、むしろ求められるべきものとさえ思われる。それゆえ、そもそも裁判たるものは、紛争の解決をはかり、犯罪を罰するために設けられたのである。そのうち前者はあまり大きな問題ではない。というのはその結果が重大ということはあまりなく、しばしば個人的な仲裁によって解決が図られることもあるからである。しかし後者は、より重大な事柄に関係し、友人の名誉ある仕事に属するのではなく、審判人の厳格さと力を必要とするのである。

[7] きわめてゆゆしき問題で、そのためにとくに裁判にかけられた事件が、悪しき慣行によってなきものとされている。いかなることも恥辱きわまりないことは厳格かつ迅速に処罰されねばならないのに、そのような事件が、[当事者の] 評判に傷がつくという理由で、ぐずぐずと判決が引き延ばされている。

三 裁判を始めたのと同じ理由が裁判を遅らせる理由になるとは、どうして適切なことといえるのだろうか？ もしある者が、ただ一つの言葉で誓約し、その件で自らが負った義務を果たさなかった場合、迅速な裁判で、審判人は何の躊躇もなく有責判決を下すであろう。後見、組合、委任、信託によって誰かを欺罔した場合に、不法性が大きければ大きいほど、それだけいっそうぐずぐずと罰を科すことになるのだろうか？

[8] [人は私にこう異議を唱える、]「君が意図している裁判は恥辱的である」、

と。だが、この裁判の原因となった行為こそ恥辱的なのである。不名誉なことだから、恥辱的と判断される。恥辱的と判断されたから、不名誉なことは罰せられない、というのでは、何と正義に反したことか、どうか考えてみてほしい。審判人又は審理員が私にこういったとしよう。「君はもっと穏便な訴訟で争うことができたし、君はもっと簡単に適切な裁判で自分の権利を実現できたはずである。だから訴訟の形式を変更してくれ、とか、私に判決せよと迫ってくれるな」、と。彼は、勇気あるというよりは臆病な審判人、賢明なというよりは偏狭な審判人者と看做されよう。もし彼がどのようにしたら私の権利を追求できるか、教えてくれたり、自分に委ねられたことをあえて判決しないで済ませようとするならば。法務官が、訴訟の設置を認めておきながら、請求者に、いかなる訴訟を用いることを欲するかを指示しなかったとしたら、裁判が開始されたあとで、現実には何がなされたかではなく、請求者が何をなすことができたか、あるいは何を行うことができるかを審判人が問題とすることがいかに衡平からはずれているか、諸君は考えていただきたい。

#### 陳述 narratio

[9] たしかにもし別の方法でわれわれの権利を取り戻すことができるならば、おおいに諸君の好意に甘えたい。しかし武装した人たちによって暴力が行使されたことを不問に付すべしと考えたり、そのことについてより軽微な訴訟があるとわれわれに教えてくれる人があるだろうか [いやそんな人は存在しない]。あの人たちのいうところの不正行為について、ふつうなら人格権侵害訴訟又は頭格訴訟が設置される場所である。しかし諸君もよくおわかりのことと思うが、われわれは特示命令によって占有を回復しただけであるから、諸君はわれわれのことを苛酷だと非難できるであろうか？

四 しかしここまであなた方の判決を遅らせてしまったのは、一つは被告アエプティウスの評判を傷つけるのではないかと考えられたからであり、もう一つは法についての疑問である。裁判を何度か延期することによって、諸君は自身で一方の原因を取り去られた。さらに、われわれの対立について、また共通の法についてこれ以上諸君がためらうことのないように、たしかに、本日、私が諸君からもう一つの原因を取り除いて差し上げよう。

[10] そして、もし、法の理念、裁判で問題となっている法、そして、事件の性質から見て必要とされる以上に深く物事の根本にまで遡って事件の発端を明らかにするよう私が要求したとたまたま人に思われるようなことになれば、どうか私を許してほしい。なぜならば、カエキーナは、自身が確かな権利を手に入れられなかつ



たと人から思われないう、また同じように、彼自身が厳格すぎる法を援用したと思われないうに苦慮しているからである。審理員諸君、マルクス・フルキニウスはタルクイニイの出身で、故郷でも立派な人物と評判であった。そして、ローマでかなり手びろく銀行業を営んでいた。フルキニウスは、同郷で高貴身分のカエセンニアと結婚した。彼女は、生前のさまざまな行ないや亡くなったときの遺言からもうかがえるように、きわめて立派な女性であった。

[11] このカエセンニアに夫のフルキニウスは、かの財政的危機の時代に〔スラの時代に〕タルクイニイにある土地を売却した。それは、妻が持参してきた、嫁資たる金銭を土地に投資させ、彼女が安全に財産を維持できるようにするためであった。その後しばらくして、フルキニウスは銀行業をやめ、妻の所有となったさきの土地に隣接する土地を買った。それからフルキニウスは死亡し、遺言で、妻との間にもうけた子マルクスを自身の相続人に指定し、そして、同時に、妻の方には、その息子と共同して、フルキニウスの全財産を使用し収益する権利を遺贈した。

[12] 夫が残してくれたこの大きな名誉を、それがずっと続いたなら、この婦人は享受したことであろう。彼女はその財産から収益を、自分の財産の相続人とせんと熱望し、生涯最大の果実とまで考えていた息子と共有することになっていた。だが、この果実を運命は実らせずに奪いさったのである。というのは、若きマルクス・フルキニウスは間もなくして死亡してしまった。そのさい、彼は遺言で、プブリウス・カエセンニウスを相続人に指定したが、同時に、多額の金を自身の妻に、そして財産の大部分を母カエセンニアに遺贈しておいたのである。

[13] 五 相続人が遺贈を決済するために相続財産の競売を行なったとき、アエプティウスが登場してきた。彼は、別に身内でも友人でもないのに、ずっと寡婦として一人暮らしのカエセンニアに取り入って、彼女にやっかいなことが起こったり争いごとが生じたりすると、彼女のためと称して、その実は自分のためでもあったが、いろいろ面倒を見るふりをして信頼を得ていたのだが、このたびも相続財産の競売に関しても、無理矢理出しゃばってきて、経験のないこの婦人が、もしアエプティウスがいなくとも立ち回れないと信じ込ませたのである。

[14] 審理員諸君、諸君は日頃、女性におべっかを使うような輩、未亡人にお追従する奴、もめごと口出しする奴、法廷にたむろするような輩、男たちのなかでは愚かな馬鹿者でしかないが女たちのなかでは抜け目のない法律家といった輩の正体がどんなものであるかはご存じであろうが、アエプティウスとはまさにこんな輩だと諸君ならききとおわかりのはずである。というのは、アエプティウスとは、カエセンニアに対してまさにそういう人間だったからである。おそらく諸君はこうお

聞きになるであろう。彼は、親戚縁者だったのではないのか？ まったく赤の他人だったのである。あるいは、父親が夫の古くからの友人だったのでは？、と。まったくそういうことはないのである。では、彼は一体何者なのであろうか。この者は、これまでどのような人間なのか私が縷々述べてきたこの者は、カエセンニアの自称友人で、出しゃばった親切、みせかけの好意、彼女のためというよりはむしろ自分の利益のこととする以外には、何の所縁もないような奴なのである。

[15] ローマで行なわれた競売のさいに、カエセンニアは、その友人や親戚のすすめもあって、遺言によって与えられた現金で、亡夫が売ってくれたあの土地に隣接する彼の土地を買っておくのがこのさい得策であると考え、自身のために土地を購入するように、ある人物に委任したのである。一体誰に対してなのか？ 誰にだと、諸君はお考えか。諸君のうちの誰も、この仕事が、この女性の一切を任されていたかの人物、彼なくしては十分慎重に十分そつなく何ごともなしえぬその人物にまかされたと思ひ至らぬ人がおられるだろうか。

[16] 六 その通りである。アエプティウスその人にその仕事は委ねられたのである。競売に参加して、アエプティウスは買値をつけた。買い手の多くは競売からおりたのであるが、カエセンニアのためにという人もあれば、値段のためという人もあった。結局その土地はアエプティウスに競落されることになり、彼は銀行業者に金を支払うことを約束したのである。このことを、この最良の人物〔アエプティウス〕は、自分のために購入したことの証拠として用いているのであるが、これではまるで彼が落札したことをわれわれが否定しているか、誰かがこのときカエセンニアのために購入されたということを疑っているかのようではないか。ほとんどの人がそのことを知っていたし、誰もがそのことを聞いていたのである。聞いたことがない人でもそう考えることはできたであろう。金銭はこの遺言でカエセンニアに負われているものであること、このお金の最善の投資先が土地であり、この女性の必要に最も適切な土地が売りに出されたのであり、入札者が、カエセンニアのために行為しても誰も驚かない人物であり、自分のために購入したとは誰も考えることが出来ない人物であるのであれば、である。

[17] この購入がなされたあと、金銭がカエセンニアからアエプティウスに支払われた。このこと〔取引〕の記録が作成され得ないことをこの人物は計算に入れていたのである。というのは、この人は銀行業者の帳簿を自ら保管していたからである。そして、帳簿上その金額が借方に記載されたあと、貸し方に移されたことになっていた。そしてほかはちゃんと行われるようにしてあったのである。私が述べたようなやり方ですべてが行われた時、カエセンニアは土地を占有してそれを他人に

賃貸した。

そのあとすぐ、彼女は、このカエキーナと再婚した。そして、最終的には、以下のような遺言をのこして死亡した。すなわち、カエキーナに七二分の六九、前夫フルキニウスが解放してやった奴隷に七二分の二、そして問題のアエプティウスに七二分の一という割合で相続人に指定したのである。この七二分の一が問題の焦点で、カエセンニアはこれをアエプティウスの今までの忍耐と骨折への報酬と考えたが、一方、アエプティウスは、これをすべての対立の源であると考えるのである。

[18] 七 アエプティウスは、まず、カエキーナがカエセンニアの相続人たりえないと主張しようとした。つまり、ウォラテラエの災患と市民権の喪失のゆえに、カエキーナは、他の市民と同様の [ローマ] 市民権を持ち合わせていないからだというのである。たしかに、私が思うに、わが依頼者たるカエキーナが、臆病で無経験な人間、勇気も知力も十分に持ち合わせない人間のように、相続財産をめぐって市民権を争うほどの価値はない、カエセンニアの財産をアエプティウスに譲って、彼の好きにさせようと考えなかったのである。カエキーナは、勇気ある賢明な人間にふさわしく、この馬鹿げた不誠実な要求に対して真っ向から立ち向かうこととしたのである。

[19] カエキーナは主相続人として財産の占有を得ていたが、アエプティウスが七二分の一の持ち分よりはるかに多くなっていると主張する挙に出たので、カエキーナは法務官に相続財産分割の裁定人を申請することとした。

数日経って、裁判の脅しではカエキーナから何も得られないことを [カエキーナには功を奏さないことを] 覚り、アエプティウスは、ローマのフォルムで、私がすでに語った [当該の] 財産、被告アエプティウスがカエセンニアの指示で購入したことを私が証明した財産が自分のものであった、自分で自分自身のために購入したのだ、と告知したのである。一体どういうことであろうか。カエセンニアが四年間、つまりあの土地を購入してから、亡くなるまでの間、何の争いもなく占有していたあの土地がアエプティウスの所有であるともいうのであろうか。アエプティウスの言い分とは、カエセンニアが、彼女の夫 [前夫フルキニウス] の遺言によって、土地の使用と収益権 [用益権] を [亡くなるまで] 持っていただけだから、というのである。

[20] アエプティウスがこのように企みをもって新種の争点を持ち出したとき、カエキーナは、友人たちの意見に従って、当該土地に赴き、慣行に従って排除される期日を決めることにした。話し合いが行われ、両者に都合のよい期日が選択された。カエキーナは友人たちとともに約束の期日にアクシアの城塞に赴く。そこから

は係争土地は目と鼻の先であった。そこで、何人から、アエプティウスが自由人や奴隷からなる非常に多くの人間を集めて武装させているという知らせを受けた。この知らせに驚き、そんなことはないと言い合っているうちに、何と、アエプティウスご本人が城塞までやってきた。そして、彼はカエキーナに自分たちは武装している、もし近づこうとしたら、帰れはせぬぞ、と告げる。カエキーナと友人たちは、それにもかかわらず、命に関わらぬ限り最善を尽くそうと決心した。

[21] 彼らは城塞を出て、その土地に近づく。彼らがそうした行動に出たのは早計に過ぎたと、私は思う。アエプティウスが脅しを実行するようなあさはかなことをやるとは思ってもよらなかったからだとは私は考える。

八 アエプティウスは、当該土地へはもちろんのこと、隣接地へと至る道という道に武装した人たちを配置していたのだ。そこで、カエキーナが古い土地へ入ろうとするや、別の土地への最も近道だったからだが、多くの武装した者たちに行く手を阻まれることになった。

[22] カエキーナは、そこから押し戻されたが、それにもかかわらず、同意による暴力行使が約束された土地まで何としても辿り着こうと努めた。この土地の境界は一列のオリーブの木で区切られていた。彼がこの木のところまで辿り着くと、アエプティウスは、武装した全員を集めて待っていて、アンティオコスという名の奴隷の一人を彼の許に呼んで、大声で、オリーブの木の中に足を踏み入れるものは誰でも殺してしまえと命じた。カエキーナのことを私は慎重な人だと考えているが、彼はこのときに分別というより勇気を示したのである。多くの武装した人たちを目にし、アエプティウスの今述べたような命令を耳にしたにもかかわらず、彼はさらに近づき、オリーブの木で区切られた土地の境界内に入り込んだからである。そのときにアンティオコスが刀を手に彼に迫り、残りの者たちは槍を投げて攻撃してきた。ようやくカエキーナは彼らの前から立ち去った。友人たちや支持者たちは、私の相手方の証人たちからお聞きのように、肝をつぶし、我を忘れて逃走をはかった。

[23] 以上のような事情をふまえて、プブリウス・ドラベッラは、慣例に従って、「武装した者による暴力に関する」特示命令を發布したのであり、これには何ら抗弁は付加されず、たんにその者が追い払ったところへと回復すべしという内容のものであった。彼〔アエプティウス〕は、自分は回復したと主張した。＜誓約がなされた。この＞誓約に＜ついて＞、諸君は判決しなければならないのである。

九 審理員諸君、カエキーナが最も望んでいたことは、まず第一に争いごとなど何も起こさないことである。第二にこのような不正直な人間と争いごとを起こさない

ことである、第三には争いごとを起こすならこのような愚かな人間を相手にすることである。というのは、彼の人物 [アエプティウス] の不正直さがわれわれにとってわずらわしい分、それだけ彼の愚かさがわれわれの負担を軽減してくれるからである。彼は、人を集めて、武装させ、集められ武装した者によって暴力を行使したということで、カエキーナをわずらわせたが、まさにそのことによって、カエキーナの負担を軽くしてくれている。なぜなら、彼がきわめて不正直にも行ったそのこと自体に対する証言を彼の側で引き受け、しかも、裁判の中でその証言を援用してくれてもいるからである。

### 立証 argumentum

[24] したがって、審理員諸君よ、私が弁護と私の側の証人訊問とに入る前に、相手方の自白と証言を採用することを私はかたく決心している。ところで、彼は何を自白しているのか？ しかも、たんに認めるだけではなく、告白するとも思われるほどに、彼が自発的に認諾しているのは何か？ それは、つまり「私は人を召集した。集めた。武装させた。死の恐怖と頭格への危険とによって、君カエキーナがその土地へ入らないように妨げた。武器で。」というのである。彼はこう証言された、「武器で。」、と、しかも、「君を追出し、しかも脅かした。」ということ、まさにこの法廷で堂々と証言されたのである。

証人たちは何を証言したのか？ アエプティウスの近親者であるプブリウス・ウイテリウスは、自身が、アエプティウスから呼ばれて武装した奴隷とともにアエプティウスのもとへやってきたと証言した。さらにどう証言されたであろうか？ 武装した多勢の者がいたと彼は証言された。そのほかに何を証言されたのか？ アエプティウスがカエキーナを脅迫したと彼は証言された。審理員諸君よ、この証人について、こう申し上げるほかないのではないかと？ つまり、審理員の諸君には、その証人があまり適切な者とお考えになられ、彼の証言を信じたくないということではなくて、相手方の主張にとってとりわけ不利な事柄を相手側からわざわざ証言してくれているのであるから、諸君には彼の証言を是非とも信じていただきたいということである。(未完)

参考文献

- Boulanger, André, *Cicéron, Discours vol. VII*, Paris, 1929.
- Fotheringham, Lynn, Repetition and Unity in a Civil Law Speech: The Pro Caecina, in: Powell, JonathanI, *Cicero the Advocate*, Oxford, 2004/2006 pp.253-276.
- Frier, Bruce W., *The Rise of the Roman Jurists, Studies in Cicero's pro Caecina*, 1985, Princeton.
- Gelzer, M., Zwei Civilprozeßredem Ciceros, *Kleine Schriften I*, Wiesbaden 1962, S.297ff.
- Nicosia, Giovanni, *Studi sulla "Deiectio" vol. I*, Milano Giuffè, 1965.
- Nicosia, Giovanni, Propter usum fructum possidere? Osservazioni su Cic. Pro Caec.32,94, in: *Studi in onore di Gaetano Zingali III*, Milano Giuffè, 1965, pp.497-532.
- Stroh, Wilfried., Taxis und Taktik, Ciceros Gerichtsreden, Teubner, 1975.
- Stroux, J., Summum ius summa iniuria, *Festschrift für Speiser-Sarasin, 1926 = Römische Rechtswissenschaft und Rhetorik*, Potsdam 1949, 111-132.
- Tellegen, J.W., & Tellegen-Couperus, O., Joint Usufruct in Cicero's Pro Caecina, in: P.Birks(ed), *New Perspectives in the Roman Law of Property*, 1989, 195-205.
- 角田幸彦『キケロ裁判弁護の精神的考察』文化書房博文社、2010年。
- 小菅芳太郎「Uti possidedit 特示命令に関するガイウス文 (Gai. 4, 148) に於けるインテルポラティオの可能性について (一)」国家学会雑誌 71 卷 299 頁以下。
- 木庭顕『法存立の歴史的基盤』東京大学出版会、2009年、941 - 958 頁。
- 佐々木健「L・ラブルーナの暴力 vis 論」(1) (2完)『法学論叢』155 卷 1 号 (2004) 131 頁、2 号 (2004)、100 以下、とくに 102 頁。
- 柴田光藏「ローマ法における占有訴訟の一考察——キケロのクイーニクティウス弁護論をめぐって」『法学論叢』第 85 卷 2 号 (1969)。
- 柴田光藏「ローマ法における損害訴訟の一考察——キケロのトゥッリウス弁護論をめぐって」『法学論叢』第 92 卷 4・5・6 号 (1972)。
- 柴田光藏「ローマ法における特示命令訴訟の一考察——キケロのカエキーナ弁護論をめぐって」『法学論叢』第 94 卷 3・4 号 (1974)。
- 藤田貴宏「『カエキーナ弁護』における法解釈—ドノーとフィンネンの法解釈方法論から」『独協法学』77 号 (2008)。
- 長谷川博隆「キケロの法廷弁論にあらわれるコロヌス」『古代ローマの自由と隷属』名古屋大学出版会、2001年、104 - 168 頁 (初出「キケロの法廷弁論にあらわれる colonus ——「colonus と clientela」より」『名古屋大学文学部研究論集』68 卷 (1976))。